② 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階建て以上かつ延床面積が28,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

③ 次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

ア １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。

イ 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に完成した、次に挙げる工事を６か月以上経験した者。

なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑶ 共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件

以下の要件を全て満たすこと。

（工事種別が建築一式工事の場合）

① 建設業法第27条の29に基づく総合評定値が1,200点以上であること。

② 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上４階建て以上かつ延床面積が14,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

③ 次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

ア １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。

イ 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に完成した、次に挙げる工事を６か月以上経験した者。

なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・プレキャストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地上２階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

（工事種別が電気工事又は管工事の場合）

① 申請する種別の建設業法第27条の29に基づく総合評定値が1100点以上であること。

② 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に元請けとして完成した（申込書及び資料の提出期限日までに完成、引渡しが済んでいるものに限る。）、次の要件を満たす工事の施工実績を有する者。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

・延床面積が14,000㎡以上の建物の新築又は増築工事で申請した種別の工事であること。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

③ 次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

ア 申請した種別が電気工事の場合は１級電気工事施工管理技士、申請した種別が管工事の場合は１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級電気工事施工管理技士又は１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者を言う。

イ 入札説明書に示す建物用途の建物で、平成18年度以降に完成した、次に挙げる工事を６か月以上経験した者。

なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよい。

・延床面積が10,000㎡以上の建物の新築又は増築工事で申請した種別の工事であること。

ただし、増築工事にあっては増築部分の工事内容がそれぞれの要件を満足すること。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

エ 主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書及び資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申込書及び資料の提出期限日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑷ 共同企業体は次の要件を全て満たすこと。

① 構成員の数　２又は３社とする。

② 結成方法　自主結成とする。

③ 出資比率　共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合は、すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。それ以外の場合は問わない。

④ 代表者の要件

ア 共同企業体の構成員のすべてが建築一式工事の場合　代表者は構成員中、出資比率が最大である者とする。

イ 上記ア以外の場合　代表者は管工事を担当する者であって、かつ、構成員において決定された者とする。

３ 入札手続等

⑴ 担当部署

① 設計図等（図面等貸与元）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部建築計画グループ施工・コスト担当　電話03―3504―4345

② 入札（契約事務代行者）

〒100―0013 東京都千代田区霞が関１丁目４番１号日土地ビル13階　日本郵政株式会社不動産部門施設部統括グループ契約担当　小嶋　　剛　電話03―3504―4301